(介護予防) 認知症対応型共同生活介護

重要事項説明書



社会福祉法人 伸こう福祉会 グループホーム クロスハート本鵠沼・藤沢

指定認知症対応型共同生活介護および指定介護予防認知症対応型共同生活介護 グループホーム クロスハート本鵠沼・藤沢 重要事項説明書

2025年2月1日変更

1 「グループホーム クロスハート本鵠沼・藤沢」の概要

(1) 事業所の概要

施設名	グループホーム クロスハート本鵠沼・藤沢
所在地	〒251-0028 藤沢市 本鵠沼3丁目11-39
電話番号	$0\ 4\ 6\ 6\ -\ 3\ 5\ -\ 6\ 6\ 2\ 2$
FAX番号	0466-35-6633
事業所番号	指定事業所番号 147220223
開設年月日	平成 17 年 10 月 1 日
敷地・建物概要	(契約形態)賃貸借契約(建物)軽量鉄骨造 3 階建て 2・3 階部分(床面積)506.52 ㎡
併設サービス	通所介護・第1号総合事業
交通	小田急江ノ島 線 本鵠沼 駅下車 徒歩 10 分
第三者評価の有無	有 直近の評価日2024年 3月 21日) ・ 無

(2) 当施設の職員体制

職種	資 格	員数	業務内容
管理者	介護福祉士 介護支援専門員	1名(常勤)	介護従業者及び業務の一 元的管理
計画作成担当者	介護支援専門員 実践者研修修了	1名以上	認知症対応型共同生活介 護計画の作成
介護職員		常勤換算12名以上(各ユニット 1名以上は常勤)	入浴・排せつ・食事等生活 全般に係わる援助
合計		1 2名以上	_
職員の勤務形態	② 日勤 9 ③ 遅番 10	:30~16:30 (ユニット毎に :00~13:00 (ユニット毎に :00~19:00 (ユニット毎に :00~翌8:00 (ユニット毎に	1人)

※職員の構成につきましては若干の変更がある場合もございます。

(3) 当事業所の設備の概要

定員	Aユニット 9人 Bユニット 9人 (計18人)	トイレ	各居室設置 共用スペースに車椅子対応 (2箇所)
居間兼食堂	34.049 m²	居室面積	9. 61 m²
浴室	各ユニット に 1ヶ所	居室内設備	エアコン、床暖房、トイレ、洗面

2 当施設の特徴等

(1) 運営の方針

法人の理念である「たくさんのよきものを人生の先輩たちと後輩たち、そして地域に捧ぐ」を基本とし、「楽しく・きれいに・いつまでも」をモットーにサービス提供を行っております。

(2) サービス利用のために

事 項	備考
認知症老人の介護経験者	管理者・計画作成担当者(介護支援専門員)は認知症高齢者介護 実務経験3年以上の者を雇用しております。
従業員への研修の実施	入職時のOJTに加え、全体研修については年1回実施していますまた外部講習を適宜受講させております。
マニュアルの整備状況	スタッフマニュアル、ケアマニュアル、緊急時対応マニュアル等を 整備しております。

(3) サービスの利用に当たっての留意事項

面会	・面会時間 午前 9 時~午後 6 時 ・ただし緊急時や特別な事情がある場合はその限りではありません ・来訪者が宿泊を希望する場合は、事前に届出をお願いいたします ・食物等の差し入れをなさる際は、一言職員にもお声がけ下さい ・職員に対するお心付けは固くご辞退させていただきます。
外出・外泊	・職員の付き添いなしに、外出・外泊なさる際には、必ず行き先と帰 宅時間を職員にあらかじめお申し出ください。
飲酒·喫煙	・施設内の所定の場所にてお願いいたします。
金銭、貴重品の管理	・室内への現金や貴重品の持ち込みについてはご相談ください。 ・施設に管理を依頼する物品については、あらかじめ届出をいただけますようお願いいたします。 尚、届出がなかった物品について、 紛失や破損が合った場合の責任は負いかねますのでご了承ください。
所持品の持ち込み	・「グループホームご利用の手引き」をご参考にお願いいたします。 ・手引きに記載のないもので、入居者の日常生活上必要なものに つ きましては、ご遠慮なくご相談ください。
設備、器具の利用	・居室内のエアコンやトイレにつきましては、維持管理を施設が行い ます。利用方法につきましては職員よりご説明いたします。
医療的処置について	・当施設は生活上の援助・介護を目的とした施設であるため、施設内における医療処置は行えません。・入居者の健康管理は、嘱託医もしくは入居者の選択する主治医によって実施され、治療が必要な場合は外部医療機関を受診していただくこととなります。

3 サービスの内容

サービス	内 容
食事	朝食 午前7時~ 昼食 午後12時~ 夕食 午後6時~ ・入居者に参加していただいて調理をしているため、開始時間に若干の 差異が生じることをご容赦ください。
入浴	週に最低2回入浴していただけるよう、誘導・介助をいたします。
生活上の相談	日常生活における各種疑問やご心配なことについて、各ユニットの計画 作成者 (ユニット長) が相談をお受けいたします。
介護	ご状態に応じて、離床・着替え・排泄 (誘導を含む)・入浴・食事・ 整容・シーツ交換や居室内清掃等の生活支援等をお手伝いいたします。
健康管理	・緊急時や治療を必要とされる状況になった場合は、ご家族指定の医療機関もしくは提携医療機関を受診し、入院加療していただきます。・日常的な健康管理(服薬援助等)は、施設内で主治医の指示に従って介護職員または提携先の協力医療連携機関が行います。
レクリエーション	・施設内でのレクリエーションや外出を適宜実施いたします。・外出時にはその費用を実費にてご負担いただく場合もございます。(その場合は予めご相談いたします。)

4. 利用料金

(1) 敷金

1 / ///	
金額と支払い方法	200,000 円契約後、入居までに下記口座に振り込みをお願いいたします。横浜銀行 茅ヶ崎支店 普通 1663189 社会福祉法人 伸こう福祉会
使途と返金方法	・退居時の原状回復費としてお預かりし、退居時に未清算分控除した後、契約終了日から3ヶ月後にご指定の口座に振込みいたします。
クーリングオフの適用	契約締結日から90日以内に入居契約を解除する場合は、契約時に 支払った敷金の全額が返還されます。但し、契約締結から 契約解除日までの入居期間の家賃、水光熱費、管理費、食費、利用 料及び専用居室の原状回復に必要な費用はご負担いただきます。

(2) 月額利用料→別添資料1.料金表をご参照下さい。

(3)料金の支払方法

毎月、20日までに前月分の請求を送付いたします。 お支払い方法は、口座自動引落してお願いいたします。 領収書は次月の請求書と一緒に送付いたします。

① 請求書の発行 毎月末に清算し、翌月20日迄にご指定のメールアドレスへ送信いたします。

② お支払方法

横浜銀行より自動引き落としさせていただきます。

大変お手数ですが、預金口座振替依頼書を記入・捺印の上で、入居時に施設に提出をお願いいたします(口座振替成立までに3ヶ月程度かかる場合がありますので、その間は 指定口座にお振込みをお願いいたします)。 振替銀行: 横浜銀行(浜銀ファイナンス)

引落日 : 毎月27日(土・日・祝日の場合は銀行翌営業日)

通帳表示: シンコウフクシカイ

② 領収書の発行

前月分の領収書を引き落とし月の翌月20日迄にご指定のメールアドレスへ送信いたします。

領収書を紛失された場合は、1回のみ再発行させていただきますのでお申し出ください。

請求書送付先者名		
非小事 ,	A-ar.	
請求書送付先	住所	
	メールアドレス	
利用料金支払い者名(支払口座名義)		
支払い者の入居者との続柄		

5 サービスの利用方法

- (1) サービスの利用開始
 - ① まずは、お電話等で見学のお申し込みをお願いいたします。
 - ② 当施設の職員が施設のご案内ならびに概要のご説明をいたします。 ※居宅サービス計画(ケアプラン)の作成を依頼している場合は、ご利用にあたり、事前 に担当の介護支援専門員とご相談なさることをお勧めいたします。
 - ※お申し込みにあたり、所定の申込書に加えて健康診断書(半年以内のもの)。
 - ③ お申し込みに必要な書類を受領後、訪問調査にて状態の確認をさせていただきます。
 - ④ 施設の「入居判定委員会」にて入居受け入れ可否が決定されます(概ね1週間程度かかります)。
 - ⑤ 契約後、入居日を双方協議の上で決定いたします。

(2) サービスの提供記録

入居者に対する(介護予防)認知症対応型共同生活介護の提供に関する記録を作成し、それを 適切に保管し、入居者または代理人の請求に基づいてこれを閲覧させ、または実費負担にてそ の複写物を交付するものとします。

(3) サービスの終了

- ① 入居者からの申し出によるサービスの終了。
 - ・入居者のご都合でサービスを終了する場合は退居を希望する日の30日前までにお申し出ください。
- ② サービスの自動終了

以下の場合は、双方の通知がなくても、自動的にサービスを終了いたします。

- ・入居者が他の介護保険施設に入所した場合。
- ・入居者の要介護認定区分が、「非該当(自立)」もしくは「要支援1」と認定された場合。
- ・入居者が亡くなられた場合。

③ その他

- ・入居者やご家族などが当施設や当施設のサービス従業者に対して本契約を継続し難いほどの背信行為を行った場合は、サービス契約終了の30日前に文書で通知し、退居していただく場合があります。
- ・入居者が病院又は診療所に入院し、明らかに30日以内に退院できる見込みがない場合 又は入院後30日を経過しても退院できないことが明らかになった場合、また施設内で 対応ができない常時の医療処置(詳細については別添「重度化した場合の対応に係る指 針」をご参照下さい)が必要となった場合。
- ・入居者に対するサービス提供の記録をサービス終了後5年間保管いたします。

6 サービス内容に関する苦情

(1) 当施設のお客様相談・苦情窓口

担当者 クロスハート本鵠沼・藤沢 施設長 田村 彰康(不在の場合はユニット長)

電 話 電話 0466-35-6622 FAX 0466-35-6633

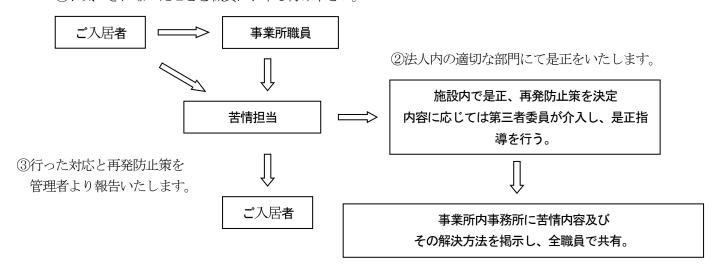
メール tamura@skfch.com

受付日 年中無休

受付時間 午前 9 時~午後 6 時

(2) 苦情対応体制

(I)お気づきになったことを職員にお申し付け下さい。



○伸こう福祉会法人本部お客様ご意見・ご相談センター 0120-283-027

(3) その他

当事業所以外に、お住まいの市町村の相談・苦情窓口等に苦情を伝えることができます。

ア 藤沢市 福祉部 介護保険課

0466-50-3527

イ 神奈川県国民健康保険団体連合会 介護苦情相談課 045-329-3447

7 緊急時の対応方法

サービスの提供中に容体の変化等があった場合は、事前の打ち合わせにより、下記に記載のある主治医もしくはご家族へ連絡をいたします (以下、ご記入ください)。

主治医	氏名	
土伯区	所属	電話番号
Er to Nath II.	氏名	
緊急連絡先	自宅 電話	携帯番号
緊急連絡先	氏名	
※心學的元	自宅 電話	携带番号

※ 主治医については、入居後も継続受診を希望される場合のみ記入下さい。

8 事故発生時の対応

- (1) サービスの提供中に事故が発生した場合は、入居者に対し応急処置、医療機関への搬送等の措置を講じ、速やかに入居者がお住まいの市町村、ご家族に連絡を行います。
- (2) また、事故の状況及び事故に際してとった処置について記録するとともに、その原因を解明し、再発生を防ぐための対策を講じます。
- (3) 当施設において、入居者に生じた損害については、施設は直ちに必要な措置を講ずるととも に、法的な責任を負う場合は、相当因果関係の範囲内において賠償するものとします。 守秘義務に違反した場合も同様とします。

ただし、損害の発生について、入居者に故意又は過失が認められた場合又は、入居者の置かれた心身の状況等を斟酌して減額するのが相当と認められた場合には、施設の損害賠償責任を減じさせていただきます。

9 協力医療機関等

MAY 3 ESTANDADA 1	
	名称 医療法人コムニカ ホームケアクリニック横浜港南 医師名 足立 大樹 住所 〒234-0054 横浜市 港南区港南台 3-22-15 電話番号 045-832-5433
提携医療機関	
	名称 医療法人社団 清流会 藤沢脳神経外科病院 住所 〒251-0032 藤沢市片瀬2-15-36 電話番号 0466-27-1511
協力医療機関	名称 医療法人社団湘南中央会 片瀬クリニック 住所 〒251-0032 藤沢市片瀬 5-12-231F 電話番号 0466-52-5703
	名称 医療法人篠原湘南クリニック クローバーホスピタル

	住所 〒251-0025 藤沢市鵠沼石上3-3-6 電話番号 0466-22-7111
	名称 医療法人社団鵠純会 小林内科医院 住所 〒251-0027 藤沢市鵠沼桜が岡 4-15-28 電話番号 0466-22-4648
歯科	名称 医療法人 社団若葉会 湘南食サポート歯科 医師名 三幣 利克 住所 〒251-0875 藤沢市本鵠沼1-10-14 電話番号 0466-84-2000

10 非常災害対策

消防用設備等	スプリンクラー設備、自動火災報知設備、煙感知設備、消火器具、 避難設備灯
防災訓練	年に2回、昼と夜を想定して実施
防火管理者	田村 彰康

11 秘密の保持について

- (1) 当該事業所の従事者ならびに退職した従事者は、正当な理由がなくその業務上知り得た入居者及びご家族の秘密を漏らしません。
- (2) 入居者の医療上緊急の必要がある場合又はサービス担当者会議等で必要がある場合に限り、 あらかじめ文書による同意を得た上で、必要な範囲内で入居者又はご家族の個人情報を用い ます。

12 保証人の役割

- (1) 入居者が傷病等により意思決定できない場合において、入居者の代理人である保証人に対し意思決定を求めます。
- (2) 入居者の個人情報を第三者(利用者の親族を含む)に対して開示する場合は、個人情報保護法 第23条1項各号に定める事由による場合を除き、保証人の承諾を得た上で情報開示を行い ます。
- (3) 緊急時における連絡・報告・相談を保証人に致します。
- (4) 病院への定期的な通院・入院の際の手続きを保証人にお願いします。
- (5) 入居者がご利用になる当該事業に対する債務について、保証人は連帯債務者となっていただきます。
- (6) 保証人には、退居時等に入居者又は関係者が持ち込んだ物品等を引き取っていただきます。 ※保証人と後見人については同一人物ではなくても構いません。

13 入居者の尊厳

入居者の人権・プライバシー保護のための定期的な従業員教育を行います。

14 身体拘束の禁止

原則として、入居者の自由を制限するような身体拘束を行わないことを約束します。

ただし、緊急やむを得ない場合は、事前に入居者及びその家族へ十分な説明をし、同意を得るとともに、 その態様及び時間、その際の入居者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由について記録します。

<参考>

「個人情報保護法 第23条第1項]

個人情報取扱事業者は、次に掲げる場合を除くほか、あらかじめ本人の同意を得ないで、個人データを第三者に提供してはならない。

- 1 法令に基づく場合
- 2 人の生命、身体又は財産の保護のために必要がある場合であって、本人の同意を得ることが困難であるとき。
- 3 公衆衛生の向上等のため特に必要がある場合であって、本人の同意を得ることが困難であるとき。
- 4 国の機関若しくは地方公共団体又はその委託を受けた者が法令の定める事務を遂行することに対して協力する必要がある場合であって、本人の同意を得ることにより当該事務の遂行に支障を及ぼすおそれがあるとき。

15 業務継続計画の策定について

- 1. 感染症や非常災害の発生時において、利用者に対する指定(介護予防)認知症対応型共同生活介護の提供を継続的に実施するため
- の、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画(業務継続計画)を策定し、当該業務継 続計画に従って必要な措置を

講じます。

- 2. 従業者に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的に実施します。
- 3. 定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行います。

16 衛生管理等

1. 衛生管理について

利用者の使用する施設、食器その他の設備又は飲用に供する水について、衛生的な管理に努めるとともに、衛生上必要な措置を講じます。

2. 感染症予防と対策

ノロウイルス・インフルエンザ等の感染症予防マニュアル及び感染症発生時の業務継続計画を整備 し、従業者に周知徹底しています。

また、感染症の予防及び蔓延防止のための指針を整備するとともに感染症対策委員会を設置しおおむね6カ月に1回以上開催し、その結果について従業者に周知徹底を図ります。また、従業者全員に研修及び訓練を定期的(年2回以上)行う事とします。

3. 他関係機関との連携について

事業所において食中毒及び感染症が発生し又は蔓延しないように必要な措置を講じます。また、食中毒及び感染症の発生を防止するための措置等について、必要に応じて保健所の助言、指導を求めるとともに、常に密接な連携に努めます。

17 地域との連携について

- 1. 運営に当たっては、地域住民又はその自発的な活動等との連携及び協力を行う等地域との交流に努めます。
- 2. (介護予防) 認知症対応型共同生活介護の提供に当たっては、利用者、利用者の家族、地域住民の代表者、本事業所が所在する圏域の市町村の職員、(介護予防) 認知症対応型共同生活介護について知見を有する者等により構成される協議会(以下、この項において「運営推進会議」と言います。) を設置し、概ね2月に1回以上運営推進会議を開催します。
- 3. 運営推進会議に対し、サービス内容及び活動状況を報告し、運営推進会議による評価をうけるとともに、必要な要望・助言等を聴く機会を設けます。また、報告・評価・要望・助言等についての記録を作成し、公表します。

18 サービスの第三者評価の実施状況について

当事業所で提供しているサービスの内容や課題等について、第三者の観点から評価を行っています。 実施の有無 → 有 (運営推進会議にて外部評価を実施している)

19 運営法人の概要

名 称	社会福祉法人 伸こう福祉会
代表者名	理事長 髙田 益江
法人所在地 連絡先	横浜市栄区公田町 1020-5 電話 045-896-1234 FAX 045-896-1235 特別養護老人ホーム クロスハート栄・横浜 特別養護老人ホーム クロスハート野七里・栄 特別養護老人ホーム クロスハート幸・川崎
実施事業の概要	人所者生活介護・(介護予防) 短期入所生活介護 グループホーム クロスハート田谷・栄 グループホーム クロスハート三階堂・鎌倉 グループホーム クロスハート宮前・川崎 グループホーム クロスハート書詞・横浜 グループホーム クロスハート書詞・横浜 グループホーム クロスハート書詞・横浜 グループホーム クロスハート書詞・横浜 グループホーム クロスハート中待・藤沢 グループホーム クロスハート中待・藤沢 グループホーム クロスハート中行・藤沢 グループホーム クロスハート半二所・鎌倉 グループホーム クロスハート半二所・鎌倉 グループホーム クロスハート本島見・横浜 グループホーム クロスハート本サ・横浜 (介護予防) 認知症対応型共同生活介護 クロスハート栄・横浜 デイサービス クロスハートを訳・横浜 デイサービス クロスハート十二所・鎌倉 デイサービス クロスハート十二所・鎌倉 デイサービス クロスハート神南台二番館 デイサービス クロスハート神南台二番館 デイサービス クロスハート 神南台二番館 デイサービス カロスハート 神南台二番館 (介護予防) 特定施設入居者生活介護 クロスハート 神南台二番館 (介護予防) 特定施設入居者生活介護 クロスハート 静沢本町 サービス付き高齢者向け住宅 クロスハートへルパーステーション栄・横浜 訪問介護・第1号総合事業

横浜市屛風ヶ浦地域ケアプラザ 横浜市野七里地域ケアプラザ クロスハート藤沢本町 居宅介護支援

クロスハート野七里・栄

地域密着型介護福祉施設・(介護予防) 短期入所生活介護

横浜市屛風ヶ浦地域ケアプラザ 横浜市野七里地域ケアプラザ 地域ケアプラザ運営

クロスハート十二所・鎌倉 クロスハート鶴見・横浜 クロスハート幸・川崎 (介護予防) 小規模多機能型居宅介護施設

クロスハート港南・横浜 看護小規模多機能型居宅介護 クロスハート港南・横浜 訪問看護 クロスハート藤沢本町 訪問看護

キディ鵠沼・藤沢本園 キディ鵠沼・藤沢分園 キディ百合丘・川崎 キディ湘南 C-X キディ古市場保育園

キディ石川町・横浜キディ鈴木町・川崎

キディ元住吉・川崎

キディ大倉山・横浜

認可保育園

キディニ子・川崎

川崎認定保育園

キディ腰越保育園

公私連携型保育所

子育てキディ・洋光台 子育て支援センター子育てキディ腰越 子育て支援拠点

ファンファンキディ湘南台・藤沢 児童発達支援事業所

クロスハートハイツ東蒔田 クロスハートハイツ南太田 クロスハートハイツ矢部 クロスハートハイツ上倉田 クロスハートハイツ戸塚南 クロスハートハイツ和泉が丘 障害者グループホーム事業

クロスハートワーク戸塚 障害者就労支援事業

別添資料1. 料金表

① 認知症対応型共同生活介護費(1日につき)

藤沢市地域単価(4級地):1単位=10.54円

		介護保険適用時の	介護保険適用時	介護保険適用時
	2 ユニット以上	1 目	の1日	の1日
	施設の場合	あたりの1割自己	あたりの2割自	あたりの3割自
		負担額	己負担額	己負担額
要支援2	749 単位	790 円	1,579 円	2,369 円
要介護度1	753 単位	794 円	1,588 円	2,381 円
要介護度2	788 単位	831 円	1,661 円	2,492 円
要介護度3	812 単位	856 円	1,712 円	2,568 円
要介護度4	828 単位	873 円	1,746 円	2,619 円
要介護度 5	845 単位	891 円	1,782 円	2,672 円

② 初期加算 1日につき30単位を加算

※初期加算は、入居(医療機関に30日を超える入院後、再入居した場合も含む)した日から起算して30日以内の期間について、入院・外泊期間を除き加算します。

③ 医療連携体制加算(I)ハ 1日につき37単位/日を加算

※入居者の日常的な健康管理及び入居者の状態を判断し、看護師が医療面から適切な指導、援助を行うものです。通常時及び特に状態悪化時における医療機関(主治医)との連絡調整連携を行います。

※該当者は要介護の方です。(要支援2の方に関しては算定いたしません。)

④ 協力医療機関連携加算 100単位/月

協力医療機関が入所者等の病状が急変した場合等において、医師又は看護職員が相談対応を 行う体制を常時確保、高齢者施設等の診療の求めがあった場合において、診療を行う体制を 常時確保し、協力医療機関との間で、入所者等の同意を得て病歴などの情報を共有する会議 を定期的に開催します。

- ⑤ 若年性認知症利用者受入加算 1日につき120単位を加算 ※65 歳未満の若年性認知症の方を受け入れた場合、対象者に対して算定
- ⑥ サービス提供体制強化加算(Ⅲ) 1日につき6単位を加算(Ⅲ) 勤続年数7年以上の職員が30%以上もしくは常勤職員75%
- ⑦ 看取り介護加算

(1) 死亡日以前31日前から45日以下 1日につき72単位を加算

(2) 死亡日以前4日から30日以下 1日につき144単位を加算

(3) 死亡日以前2日又は3日 1日につき680単位を加算

(4) 死亡日 1280単位を加算

医師が医学的知見に基づき回復の見込みがないと診断した入居者に対して、本人又はご家族 等の同意を得た上で、看取りケア計画を策定し、医師、看護師、介護士等の協力のもと、ご本 人又はご家族に説明を行い、同意を得た上で介護を行うことを条件に、上記金額を加算させていただきます。死亡月にまとめて算定されるため、入院・退居等の翌月に亡くなった場合に前月分の看取り介護加算に係る自己負担額の請求を行う場合があります。

- ⑧ 入退院支援の取組みについて 1日あたり246単位を加算 (※1月に6日間を限度、月をまたがる場合は12日間)入院後3ヶ月以内に退院が見込まれる方について、ご本人・ご家族の希望等を伺い円滑に再入居できる体制を確保した場合。
- ⑨ 口腔衛生管理体制加算 1月につき30単位を加算 歯科医師又は歯科医師の指示を受けた歯科衛生士よる介護職員に対する口腔ケアに係る技術 的助言及び指導を受け必要な口腔衛生管理を行います。
- ⑩ 科学的介護推進体制加算 1月につき40単位を加算 入居者ごとの心身の状況等に係る基本的な情報を、厚生労働省に提出し、サービスの提供に当 たって、上記の情報その他サービスを適切かつ有効に提供するために必要な情報を活用します。
- ① 介護職員等処遇改善加算(Ⅱ) 所定の単位数17.8%
- ② 医療連携体制加算(Ⅱ) 5単位/日 算定日が属する月前3月間において、次のいずれかに該当する状態の入居者が1人以上である場合。
 - (1) 喀痰吸引を実施している状態
 - (2) 経鼻胃管や胃ろう等の経腸栄養が行われている状態
 - (3) 呼吸障害等により人工呼吸器を使用している状態
 - (4) 中心静脈栄養を実施している状態
 - (5) 人工腎臓を実施している状態
 - (6) 重篤な心機能障害、呼吸器障害により常時モニターを測定している状態
 - (7) 人工膀胱又は人工肛門の処理を実施している状態
 - (8) 褥瘡に対する治療を実施している状態
 - (9) 気管切開が行われている状態
 - (10) 留置カテーテルを使用している状態
 - (11) インスリン注射を実施している状態
- ③ 新興感染症等施設療養費 240単位/日

入所者等が別に厚生労働大臣が定める感染症※に感染した場合に相談対応、診療、入院調整等を行う医療機関を確保し、かつ、当該感染症に感染した入所者等に対し、適切な感染対策を行った上で、該当する介護サービスを行った場合に、1月に1回、連続する5日を限度として算定する。※ 現時点において指定されている感染症はない。

④ 退居時情報提供加算 250単位/回 医療機関へ退所する入所者等について、退所後の医療機関に対して入所者等を紹介する際、入所者等の同意を得て、当該入所者等の心身の状況、生活歴等を示す情報を提供した場合に、入所者等1人につき1回に限り算定する。

- ⑤ 認知症専門ケア加算(Ⅰ) 1日につき3単位を加算 認知症介護実践リーダー研修修了者を1名以上配置し、職員間の認知症ケアに関する留意事項の伝達又は技術的指導会議を定期的に実施
- (6) 栄養管理体制加算 1月につき30単位を加算 管理栄養士(外部※との連携を含む)が、日常的な栄養ケアに係わる介護職員への技術的助 言や指導を行う。
- ① 高齢者施設等感染対策向上加算(Ⅰ)(Ⅱ)

高齢者施設等感染対策向上加算(I) I月につき10単位を加算

- *感染症法第6条第17項に規定する第二種協定指定医療機関との間で、新興感染症の発生時等の対応を行う体制を確保していること。
- *協力医療機関等との間で新興感染症以外の一般的な感染症の発生時等の対応を取り決めると共に、感染症の発生時等に協力医療機関等と連携し適切に対応していること。

高齢者施設等感染対策向上加算(Ⅱ) Ⅰ月につき5単位を加算

*診療報酬における感染対策向上加算に関わる届け出を行った医療機関から、3年に1回以上施設内で感染者が発生した場合の感染制御等に係る実地指導を受けていること。

介護サービスのご利用者負担金額につきまして、別添2.ご利用料金計算表をご参照下さい。

(8) 食材料費 朝食:330円 昼食:330円 間食:110円 夕食:430円 月当たり36,000円(30日計算) 入院・外泊・外出時等はいただきません。

19 介護保険サービス以外の利用料

月の途中で入退居される場合は、日割りにて請求させていただきます

家賃	1日 2,733 円(月あたり 82,000 円) 入院・外泊時も居室を確保する場合は全額お納めいただきます
光熱水費	1日 1,000 円 (月 (30日) あたり 30,000 円)
儿杰沙八貝	入院・外泊等で0時~24時の24時間不在の時はいただきません。
	1日 1.034 円 (月あたり 31,000円)
管理費	・管理費は施設内の共有設備の維持管理に充当します
	・入院・外泊時も居室を確保する場合は全額お納めいただきます
	・オムツ代、個人で使用する日常品、個人の嗜好により専用に購入
その他	する食品や物品は実費でご負担いただきます
	・医療(薬や受診費用)に関わる費用は実費でご負担いただきます
	・外部でのサービス(病院付き添い等)を利用する場合は、実費にて
	ご負担いただきます

② 生活保護受給者の料金設定

生活保護受給者については減免し、生活保護受給者に料金を引き下げます。 差額分は事業者負担とします。

別添2.ご利用	料金計算表	介護保険サード	ビスご和	引用者負担金	額
算定方法					
総単位(加算を含む)〉	≺地域単価=○○	<u>○円</u> (端数切捨て)			
A	B ご利	用料金総額(①)			
	0. 9、0. 8又	は0.7) = 入居者負担	旦額		
	請求額				0 Jr Jr
ご利用料金総額よりE A. 総単位(加算を含		(0) 7~9割) を引いる	2差額か入	、店有負担観となり	丿 よす。
A. 松単位(加昇を占 (入居者の介護度に応		単位)			
	_ , ,	単位=		単位	
		介護度に応じた単位			
		2 ユニット以上施	設の場合		
	要支援2	749 単位	<u> </u>		
	要介護度1	753 単位	<u> </u>		
	要介護度2	788 単位	Ĺ		
	要介護度3	812 単位	<u>ŗ</u>		
	要介護度4	828 単位	<u> </u>		
	要介護度5	845 単位	<u> </u>		
加算単位					
サービス提供体制的		6単位(1日につき)		matte. It is	
医療連携体制加算]		37単位(1日につき		できる方のみ	
協力医療機関連携力工腔衛生管理体制力		100単位(1月につき) 30単位(1月につき)			
科学的介護推進体制		40単位(1月につ	_ •		
介護職員等特定処		総単位の17.8%	- /		
<i>/////////////////////////////////////</i>					
他に、入居時の「衤	川期加算」、看取り)時の「看取り加算」、	6 5 歳以	人下の方対象の「5	若年性認
知症ケア加算」などが	ぶ場合に応じて加	算されます。 「別添1	. 料金表	」をご参照下さい	\ _0
D 1444414					
B. 地域単価 藤沢市…10.54 円					
A.総単位	В	. 地域単価		ご利用料金総	額(①
単位	×	円	=		円
, 1		1 4			
		3)護サービス1	月当たりの入居者負担額	į
(<u>1</u>)	円 - (①	\times 0. 9) =			円
<u> </u>	<u> 1 1</u> ((T)	\wedge \cup \cdot \cdot \cdot \cdot \cdot \cdot \cdot \cdot \cdot			<u>l 1</u>

(または①×0.8 (または①×0.7))

個人情報の取り扱いについて

社会福祉法人伸こう福祉会、グループホーム クロスハート本鵠沼・藤沢は個人情報の取り 扱いについて、以下のとおり公表いたします:

1 使用目的

- (1)介護サービス計画書作成のため
- (2)介護サービスの提供を受けるにあたって開催される「入居判定委員会」ならびに「サービス担当者会議」等において、入居者の状態、家族の状況を把握するため
- (3)外部のサービス提供事業者、行政機関との調整のため
- (4)ご家族等への入居者の心身状況の説明のため
- (5)かかりつけの医療機関からの意見、助言を求める場合
- (6)事故・災害及び緊急を要するとき等におけるご家族、行政機関等との連絡調整、医療機関への連絡及び保険会社への届出等のため
- (7)介護保険の給付管理に関わる事務及び会計事務のため
- (8)介護認定の申請、更新、変更及び要介護(要支援)認定調査のため
- (9)業務の維持改善のための基礎資料として

2 個人情報第三者への提供について

当施設では、入居者の同意を得ることなく、入居者の個人情報を第三者に提供することはありません。

ただし、法令に基づく場合(介護保険法における不正受給者に係わる市町村への通知等)、 入居者の生命・身体・財産の保護のために必要がある場合であって、入居者の同意を得ることが困難なときはこの限りではありません。

3 個人情報の取り扱いを外部の業者に委託する場合について

当施設が保有する個人情報について、外部の業者に委託するときは、必要な契約を締結し適切な管理・監督を行います。

4 個人情報の開示、苦情の申し立てについて

当施設が保有する個人情報に関する開示、訂正、削除、利用停止、提供拒否及び苦情につきましては、下記の窓口で受け付けいたします。

個人情報受付担当	A棟 神保 紀子、B棟 森野 かおり
個人情報管理責任者	施設長 森野 かおり
電話番号	0466-35-6622
FAX 番号	0466-35-6633

5 安全管理

当施設では、個人情報の漏洩、滅失、毀損、改ざんを防止し、安全管理を徹底いたします。また職員教育を継続し、個人情報の適切な取り扱いを指導してまいります。

個 人 情 報 使 用 に つ い て

私(及び私の家族)の個人情報の利用については、下記により必要最小限の範囲内で使用することに同意します。

1 使用目的

- (1)介護サービス計画書作成のため
- (2)介護サービスの提供を受けるにあたって開催される「入居判定委員会」ならびに「サービス担当者会議」等において、入居者の状態、家族の状況を把握するため
- (3)外部のサービス提供事業者、行政機関との調整のため
- (4)ご家族等への入居者の心身状況の説明のため
- (5)かかりつけの医療機関からの意見、助言を求める場合
- (6)事故・災害及び緊急を要するとき等におけるご家族、行政機関等との連絡調整、医療機関への連絡及び保険会社への届出等のため
- (7)介護保険の給付管理に関わる事務及び会計事務のため
- (8)介護認定の申請、更新、変更及び要介護(要支援)認定調査のため
- (9)業務の維持改善のための基礎資料として

2 使用する期間

サービスの利用申し込みを行ってからサービスの提供を受けている期間、契約終了時まで

3 使用する条件

- (1) 個人情報の利用については、必要最小限の範囲で使用するものとし、個人情報の提供に当たっては関係者以外の者に洩れることのないよう細心の注意を払う
- (2) 個人情報を使用した会議、出席者、個人情報利用の内容等の経過を記録する
- (3) 名札・室札の表示は(可能・不可)とする
- (4) 外部からの取材・見学時に写真撮影に応じることを(可能・不可)とする
- (5) 法人内での広報誌やパンフレット等の写真撮影に応じることを(可能・不可)とする
- (6) 外部よりの入居照会や部屋番号の問い合わせについて回答することを(可能・不可) とする
- (7) 日常的なご様子や介護記録類を代理人以外の家族・訪問者へ閲覧(可能・不可)と する

高齢者の心身状況におけるご説明

- 1. アルツハイマー症やパーキンソン病、ピック病等の脳神経系の既往歴をお持ちの方につきましては症状の進行に伴い、歩行困難、嚥下困難、活動性の低下、体重の減少等が自然に生じます。
- 2. 脳血管疾患や心臓の持病をお持ちの方は、加齢に伴い再発の可能性が非常に高くなります。これらの発症により、入居者の心身状態の急激な悪化が予測されます。
- 3. 加齢に伴う歯の抜け落ちや、疾患の進行により食物を噛み砕く力や飲み込んだりすることに障害が起こりやすくなります。水分でむせこんだり、食事をしても喉や気管に入ってしまうことにより、自然と肺炎を発症しやすくなります。また、自分で食事をしていても知らず知らずのうちに喉に詰まらせてしまう危険性も増大します。
- 4. 筋力の低下と共に骨ももろくなり、歩行時に足がふらついて転倒すると、強い衝撃でなくても骨折したり、特に骨粗しょう症等の病気をお持ちの方は自分の身体の重みで骨折してしまうようなこともあります。また皮膚も加齢と共に変化し、表皮が薄く弾力性に乏しくなります。そのため、外部刺激にも弱くなり、少しぶつけただけでアザになったり、皮膚がむけてしまったりします。
- 5. 歩行が難しい状態で車椅子から立ち上がったり、ベッドや車イスからずり落ちる等の行為により、骨折をするリスクが高まります。特に、住環境が大きく変わる入居後半年間の転倒・骨折は非常に多い傾向にあります。
- 6. 他の入居者との人間関係の中で、しばしば不穏になったり、これまでご自宅ではなかったような症状が現れることがあります。

私ども職員は、大切な方のお手伝いをご家族から託されているという意識を常に持ち、最善の見守り・介護を努力いたしますが、どうしても人員の制約上、特に夜間については対応が遅れることもあるということをご理解下さい。またこのような状況が発生した場合は速やかにご家族に連絡をすると共に、主治医の指示を仰ぐものといたします。

重度化した場合の対応に係る指針

加齢や症状の進行により利用者の心身状態に変化が見られた場合は、以下の対応をいたします:

- 1. 発熱や血中酸素濃度の低下、活動性の低下、食欲不振等の急を要しない体調不良が見られた場合は、提携先の協力医療連携機関の看護師を通じて、入居者の指定する主治医に電話連絡をして、症状の説明をした上で対応の指示を仰ぎます
- 2. 医師が、特に様子観察を指示した場合は、経過観察をさせていただきますが、その場合でもご家族にはご報告をいたします
- 3. 医師が、さらなる検査や治療が必要と判断した場合は、ご家族お付き添いの上で後日改めて外部医療機関を受診していただきます(但し緊急受診が必要と医師が判断した場合は職員が付き添いすると共に、ご家族にご連絡・ご相談をさせていただきます。
- 4. ただし、定期受診(受診日が決まっている受診)におきましては、ご家族の付添いをお願いいたします。しかしながら、ご家族の付き添いが困難な場合はご相談ください。職員による付き添いを希望された場合は以下のように別途料金を頂きます。

付き添い 1 時間ごとに 2,000 円(人員基準を満たすための人件費として) ただし 10,000 円を上限とします。

- 5. もし、入居中に様態が呼吸困難、意識喪失、心肺停止の危機等の急変に陥った場合には施設の判断にて救急搬送対応いたします。
- 6. 治療終了後、医師による帰ホームの許可が出た場合は、施設にて再受け入れをいたします。 但し、施設内には医療専門の職員が常駐していないため、下記のような常時の医療行為が 必要な方は受け入れいたしかねます
 - (1) 24 時間を通じた点滴や IVH (中心静脈栄養) 等の輸液管理
 - (2) 胃ろう、経鼻等の経管栄養
 - (3) 気管切開等、人口呼吸器管理
 - (4) 24 時間を通じた頻回な痰の吸引
 - ※ ただし、主治医の往診時や外部の訪問看護ステーション等の利用で十分な対応が できる場合を除きます
- 7. リハビリについては、介護職員が日常生活の中で実施できる散歩等は施設内で行えますが、より専門性の高い機能回復を目的としたリハビリについては出来かねます
- 8. 上記6のようなご状態になられた場合は、より高度な医療・療養施設(病院や老人保健施設、特別養護老人ホームなど)への転居について、可能な限りの支援を行います
- 9. 上記6の要件に当たらず、老衰等により施設でのお看取りを希望する場合は、主治医・家

族・その他の関係者・協力医療連携機関の看護師・施設職員間での話し合いの上で対応が 可能であると判断の後「ターミナルケア」を実施いたします。(話し合いの時期については ホームからご案内させていただきますが、ご家族からのご相談も随時お受けしております)

ターミナルケアを実施するにあたって施設において苦痛等の緩和はできません。 苦痛等の緩和が必要な状況においてはご相談の上、医療機関に受診する場合があります。 窒息等急を要する場合には救急搬送することもあります。

ターミナルケアを実施する中でご逝去された場合(施設内もしくは病院にて)、別添資料「1.利用料金 ⑨看取り加算」記載の加算額が発生いたします。

ターミナルケアにおいて施設内で行える介護は以下の通りです:

- (1) 車椅子やベッドからの移動介助
- (2) 床ずれを防止するための定期的な体位交換やその他の処置
- (3) 入居者に危険のない範囲での入浴介助・清拭
- (4) 食事介助
- (5) おむつ交換等の排泄介助
- (6) 施設内で用意できる療養食の準備(お粥や柔らかく煮た食事等)
- (7) 医師・家族への定期的な報告
- 10. 医療サービスについてはあくまでもご家族と医療機関間の契約によるものとなっておりますので、医療機関の選択や変更については、ご遠慮なくお申し出下さいまた施設の嘱託医以外の主治医を選択される場合は、緊急時の連絡体制等について、事前に担当の先生とご相談をさせていただきますのでご協力をお願いいたします
- 11. 医師との連絡調整を円滑にするにあたって外部の協力医療連携機関を利用させていただきます。週に1回ホームに来訪し、利用者の日常的な健康管理を及び利用者の状態を判断し、看護師が医療面から適切な指導、援助を行うものです。

通常時及び特に状態悪化時における医療機関(主治医)との連絡調整連携を行います ※料金に関しては要介護の方が対象になります。(要支援2の方に関しては該当いたしま せん。)別添資料「1.料金表 ③医療連携体制加算」をご参照ください。

入 居 者 の 急 変 時 に つ い て

当施設は、認知症状を持つ高齢の方の共同生活のために、職員が必要な介護サービスを提供 しながら側面支援していくことを目的とした施設です。

したがって、医療専門職による医療処置や治療が必要な方につきましては、お手伝いを行う ことができません。

もし入居中に予期せぬ状態(終末期以外)で容態が急変した場合は、救急搬送をさせていただ

		より、ご希望が叶わないことがあ 生じた場合は施設長までご報告く	
1. 救急搬送先病院について	・ どちらかに(○をつけてください	
(1) 希望病院、希望しない	病院がある	(2) 施設や救急隊に任せ	·3
(1) に○をつけた方のみご	記入ください		
希望病院			
希望しない病院			
 緊急時の連絡先 (緊急時の ん) 氏名 	対応方法の項目にこ	ご記入いただいた方と重複してもね 続柄	構いませ
電話番号 昼間			
早朝・夜間			
ご家族に連絡が取れなかっ	た場合、救急隊に放	ついてどちらかに○をお願いしま 施設職員が聞かれることがありま 参考にさせていただきます。	, 0
(1) 希望する		(2) 希望しない	

看取りに関する指針のご説明

1. 目 的

この指針は、看取り介護に関する事柄を取り決め、看取り介護の体制を確立し、入居者・ ご家族の望む終末期ケアを、関係職種で連携協働して提供する事を目的とします。

2. 当ホームにおける看取り介護の考え方

看取り介護は、近い将来に死に至ることが予見される方に対し、その身体的・精神的苦痛等を出来る限り緩和しながら、その方らしく日々の暮らしを営めるよう介助することを目的としています。尚、当ホームにおける看取りとは、住み慣れた環境で親しい人々に見守られながら、その死を早めることも遅らせることもせず、老化や慢性疾患によってごく自然に訪れる死を支えることであり、医療機関での対応の必要性が薄く、回復の見込みが無いと医師に判断された方を対象とします。

当ホームに入居しているご本人、ご本人が意思や判断を伝える事が困難な場合はご家 族の意思により、当ホームを最期の場所として過ごすことを希望されたときに、看取り介護を 提供するものといたします。

この指針は、将来看取りのご要望をいただいた場合における看取りに関する当ホームの取り 決めや考え方を述べたものです。入居時に看取りの決断を迫るものではありません。

3. 看取り介護の体制

当ホームにおいて、看取り介護を実施するに当たり、以下の体制を整えます。

- 1) 当ホームにおける医療に関する体制 医療連携機関等と連携し、24 時間の連絡体制を確保して、健康上の管理等に対応いたしま す。連携先とは緊急時の連絡により駆けつけるオンコール体制となっております。
- 2) 病状の変化に伴う緊急時の対応について 病状の変化に伴う緊急時には、協力医療機関に連絡を取り判断します。夜間においては 介護職員が夜間緊急連絡体制に基づき連絡を取って緊急対応を行います。 なお、お身体の状態や病状に変化があり、医師より治療による回復の見込みがあると判断 された場合で、ご本人またはご家族が望まれる場合には、医療機関での治療を受けられるよ
- 3) ご家族との、夜間を含めた連絡体制を確保します。
- 4) 看取り介護のためのホーム内整備

う対応いたします。

- ①尊厳ある安らかな最期を迎えるために居室の環境整備に努め、その人らしい 人生を全うするための環境の確保を図ります。
- ②ホームでの看取り介護に関して、家族の面会、付き添い等もご相談をお受けいたします。

【説明確認欄】

認知症対応型共同生活介護の契約にあたり、利用料の詳細な支払方法を含め本書面に基づいて、 重要な事項を事前に説明し、交付しました。

		藤沢市本鵠沼 3-11-39				
	名	グループホーム クロス	ハート本鵠沼・膝沢			
			説明年月日	年	月	日
			説明者			
また	く重要な事項の説明 に、下記項目につい	介護の利用契約締結にあた 月 (P1~P16) と交付を受いても承諾し、同意いたしま て・重度化した場合の	ナ、契約および利用の開始 す。	冶に同意い	たしま	す。
	(入居者)	住所				
		氏名				
	(代筆の場合は作	弋筆者と入居者との続柄を 記	記載)			
		氏名			_	
		続柄				
	(保証人)					
		住 所			_	
		氏 名				
		電 話				
	(後見人)					
		住 所			_	
		氏 名				
	(ž	<u>電 話</u> 主)保証人は、本人とともに	契約書ならびに重要事項の	の内容を確認	認し、緊	緊急時など

(注)保証人は、本人とともに契約書ならびに重要事項の内容を確認し、緊急時などに入居者の立場に立って事業者との連絡調整を行える方が記載してください。 成年後見人制度を利用中の方は、後見人の方が記入してください。

貴 重 品 保 管 依 頼 書

グループホーム クロスハート本鵠沼・藤沢 管理者 様

以下の貴重品について、管理を依頼します

	介護保険証 健康手帳 (該当するものに	介護保険負担	凹合証			-なります)
		する物品名と何			備	考
管理を依頼する						
貴重品の内容 と管理方法						
依 頼 者 名						
預けた日		年		月		日
預 か っ た 者						
目. 幼 1年 十四 日		Æ	п	п	受取者確	認サイン
最終返却日		年	月	日		